

伊東市中小企業等採用力強化事業補助金 対象要件チェック表

補助対象要件（すべてに該当すること）

- ☐ 中小企業等経営強化法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる要件（裏面参照）のいずれかに該当する中小企業者並びに社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、農事組合法人及び農業法人である
- ☐ 市内に事業所を有する中小企業者等である
- ☐ 市税を滞納していない
- ☐ 下記のア～ウの事業者でない（みなし大企業）
 - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業者（中小企業者等以外の事業者をいう。以下同じ。）が所有している者
 - イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業者が所有している者
 - ウ 大企業者の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者
- ☐ 宗教活動、政治活動、選挙活動を行う団体、公益を害するおそれのある団体又は当該団体が構成団体となっている団体を運営する者でない
- ☐ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営む者でない（ただし、一般大衆向けに飲食させる営業は除く）
- ☐ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準じる反社会的団体及びその構成員であると認められる者でない
- ☐ この要綱に基づく補助金と重複して他の制度に基づく補助金、助成金等の交付を受けている者でない

採用状況報告書の提出

- ☐ 申請した翌年度の3月末までに、採用状況報告書を提出すること

令和 年 月 日

氏名 _____

業 種	資本金	従業員数
製造業、建設業、運送業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食店含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ゴム製品製造業＊1	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

※1 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く